

1 ほくせいこども園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																							
○児童福祉法第35条第4項及び同法施行規則 第37条第2項による令で定める事項																								
1 名称、種類及び位置	名称 ほくせいこども園 種類 保育所 (令和7年4月1日付で保育所型認定こども園へ移行予定) 位置 いなべ市北勢町阿下喜3851番地																							
2 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ※三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例(以下「条例」という。) 第43条(設備) ・2歳未満児入所保育所:乳児室又はほふく室、 医務室、調理室及び便所を設置 ・2歳以上児入所保育所:保育室又は遊戯室、 屋外遊戯場、調理室及び便所を設置 ※三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例施行規則(以下「規則」と いう。)第28条(設備) ・最低基準面積:右記参照 ・保育室等を2階以上に設ける建物: 耐火建築物又は準耐火建築物であること等	建物構造 木造(一部鉄筋コンクリート、一部鉄骨) 地上1階建て 建物延面積 1863.31㎡ 建物建築面積 2087.88㎡ 敷地面積 7001.26㎡(自己所有 0㎡、借用 7001.26㎡) 屋外遊戯場面積 1630.57㎡ <table border="1" data-bbox="735 842 1465 1397"> <thead> <tr> <th>室名等</th> <th>面積(㎡)</th> <th>最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td rowspan="2">75</td> <td>1.65㎡×3(2歳未満児定員数) = 4.95㎡</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡×9(2歳未満児定員数) = 29.7㎡</td> </tr> <tr> <td>保育室 遊戯室 (小計)</td> <td>397.5 180 577.5</td> <td>1.98㎡×138(2歳以上児定員数) = 273.24㎡</td> </tr> <tr> <td>調理室 調乳室</td> <td>64.98 3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>6.25</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>154.54</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td>1630.57</td> <td>3.3㎡×138(2歳以上児定員数) = 455.4㎡</td> </tr> </tbody> </table> 保育室等を2階以上に設ける建物の場合の基準 該当なし	室名等	面積(㎡)	最低基準面積	乳児室	75	1.65㎡×3(2歳未満児定員数) = 4.95㎡	ほふく室	3.3㎡×9(2歳未満児定員数) = 29.7㎡	保育室 遊戯室 (小計)	397.5 180 577.5	1.98㎡×138(2歳以上児定員数) = 273.24㎡	調理室 調乳室	64.98 3	-	医務室	6.25	-	便所	154.54	-	屋外遊戯場	1630.57	3.3㎡×138(2歳以上児定員数) = 455.4㎡
室名等	面積(㎡)	最低基準面積																						
乳児室	75	1.65㎡×3(2歳未満児定員数) = 4.95㎡																						
ほふく室		3.3㎡×9(2歳未満児定員数) = 29.7㎡																						
保育室 遊戯室 (小計)	397.5 180 577.5	1.98㎡×138(2歳以上児定員数) = 273.24㎡																						
調理室 調乳室	64.98 3	-																						
医務室	6.25	-																						
便所	154.54	-																						
屋外遊戯場	1630.57	3.3㎡×138(2歳以上児定員数) = 455.4㎡																						
3 運営の方法	社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会が運営にあたる。 「運営規程」にて確認済。																							
3-2 経営の責任者及び福祉の実務に当たる 幹部職員の氏名及び経歴 ※条例第45条(職員) ・保育士、嘱託医及び調理員を必置	経営の責任者 日沖 靖 (社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会 会長) 施設長 太田 ゆみ (保育士資格 有) 保育士 16名 嘱託医 2名 調理員 5名																							

1 ほくせいこども園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書								
※規則第30条（職員） 必要な保育士の数 ・おおむね0歳児3人につき1人以上 ・おおむね1・2歳児6人につき1人以上 ・おおむね3歳児15人につき1人以上 ・おおむね4歳以上児25人につき1人以上	年齢	0	1	2	3	4	5	計	
	認可定員	3	9	28	30	40	40	150	
	入所予定	3	8	24	19	26	38	118	
	保育士 必要数 【認可定員】 (人)	1 (3/3)	6.1 (37/6)	2 (30/15)	3.2 (80/25)				12
	保育士 必要数 【入所予定】 (人)	1 (3/3)	5.3 (32/6)	1.2 (19/15)	2.5 (64/25)				10
現員 (人)	1	7	2	6				16	
4 収支予算書	「資金収支計画書」にて確認済。								
5 事業開始の予定年月日	令和7年4月1日								
○児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類	/								
1 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	設置する者の履歴 日沖 靖（社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会 会長） 「履歴書」にて確認済。 資産状況を明らかにする書類 「財産目録」にて確認済。								
2 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類	法人格を証する書類 設置主体 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会 「法人の登記簿謄本」にて確認済。								
3 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約	定款、寄附行為 「定款」にて確認済。 その他の規約 「職員就業規則」、「給与規程」及び「管理規程」にて確認済。								

ほくせいこども園運営規程

【施設の名称等】

第1条 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ほくせいこども園
- (2) 所在地 いなべ市北勢町阿下喜 3851 番地

【施設の目的】

第2条 ほくせいこども園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

【施設の運営方針】

第3条 当園は、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するように勤める。

- 2 養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支える。
- 3 豊かな自然環境を生かした保育の充実を図る。
- 4 子どもと保護者の置かれた状況や意向を受け止め、保育士の専門性を生かし、保護者とより良い関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支える。
- 5 日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受け止め、子どもの立場に立ってそれを代弁していくことも重要な役割と考え、行動する。
- 6 地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努める。

【提供する保育の内容】

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、当園の園児の状況等に応じて保育を提供する。

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第5条 当園が保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（園長） 1人

施設長は、保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任保育士 2人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (3) 保育士 14人（常勤 7人、非常勤 7人）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

- (4) 調理員 5人（常勤 3人、非常勤 2人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

- (5) 嘱託医師 1人（嘱託 1人）

嘱託医師は、年2回の利用乳幼児の健康診断を行うとともに、健康管理及び指導を行う。

- (6) 嘱託歯科医 1人（嘱託 1人）

嘱託歯科医は、年1回の利用乳幼児の歯科検診を行うとともに、口腔衛生講話及び歯磨き指導等を行う。

【保育を提供する日】

第6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年始休日（1月2日及び1月3日）
- (3) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、第2項の規定に関わらず、保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがある。

【保育を提供する時間】

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 午前7時30分から午後6時の範囲内で、2号認定・3号認定の保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間。

(2) 午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、2号認定・3号認定の保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間。

なお、午前8時30分から午後4時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時までの範囲内で延長保育を提供する。

(3) 午前9時から午後3時30分の範囲内で、1号認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間。

なお、午前9時から午後3時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午後3時30分から午後4時までの範囲内で延長保育を提供する。

【利用者負担その他の費用等】

第8条 園児の保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担金（保育料）をその居住する市町村に支払うものとする。

2 当園は、第1項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として別表に定める費用について、当園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

【利用定員】

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	9人	8人	8人	25人
2号	—	—	—	21人	27人	27人	75人
3号	3人	9人	28人	—	—	—	40人
合計	3人	9人	28人	30人	35人	35人	140人

【利用の開始及び終了に関する事項】

第10条 当園は、いなべ市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認する。

3 園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき。

(2) 園児の保護者から当園の利用について取消しの申出があったとき。

- (3) いなべ市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

【緊急時等における対応方法】

第11条 当園の職員は、保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

【非常災害対策】

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

【虐待の防止のための措置】

第13条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修等の措置を講ずるよう努める。

【秘密保持】

- 第14条 当園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児及びその家族の秘密を保持する。
- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
 - 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
 - 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

【苦情解決】

- 第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 当園は、いなべ市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、いなべ市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 当園は、いなべ市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

【記録の整備】

第16条 当園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて期間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての計画 5年間保存
 - (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録 5年間保存
 - (3) いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録 5年間保存
 - (4) 苦情の内容等の記録 5年間保存
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存
 - (6) 児童表・個人情報同意書 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
- ※保育要録は小学校へ引継ぐ資料

【その他運営に関する重要事項】

- 第17条 保育を運営するにあたり、次の事項に留意し、適正な業務体制を整備する。
- 2 保育の提供にともなって、当園の責めに帰すべき事由により損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会と園長との協議に基づいて定めるものとする。

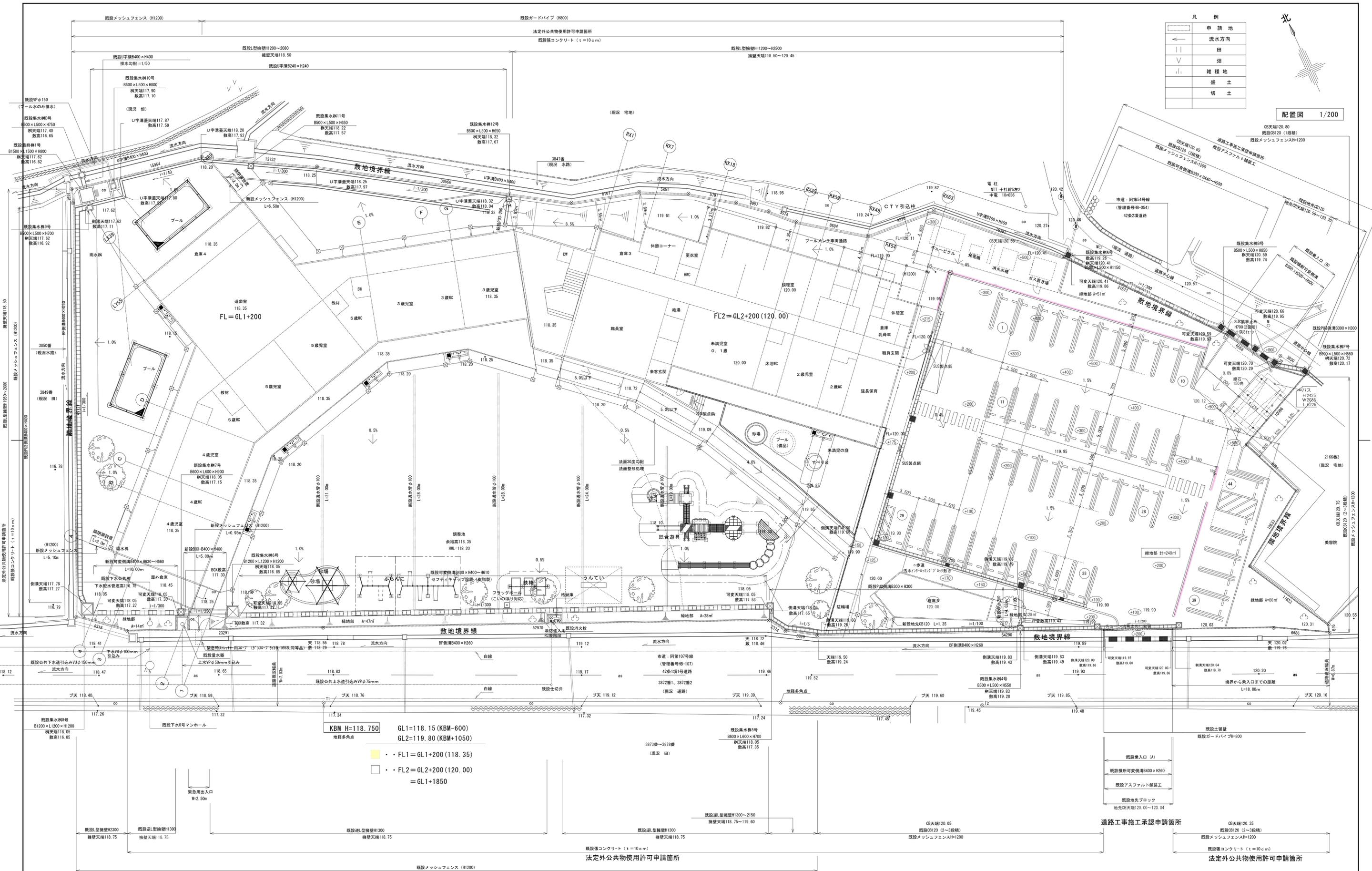
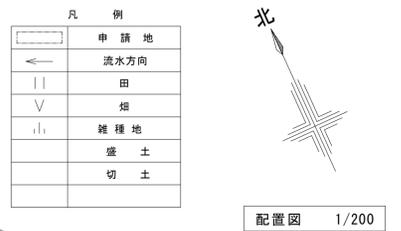
附 則

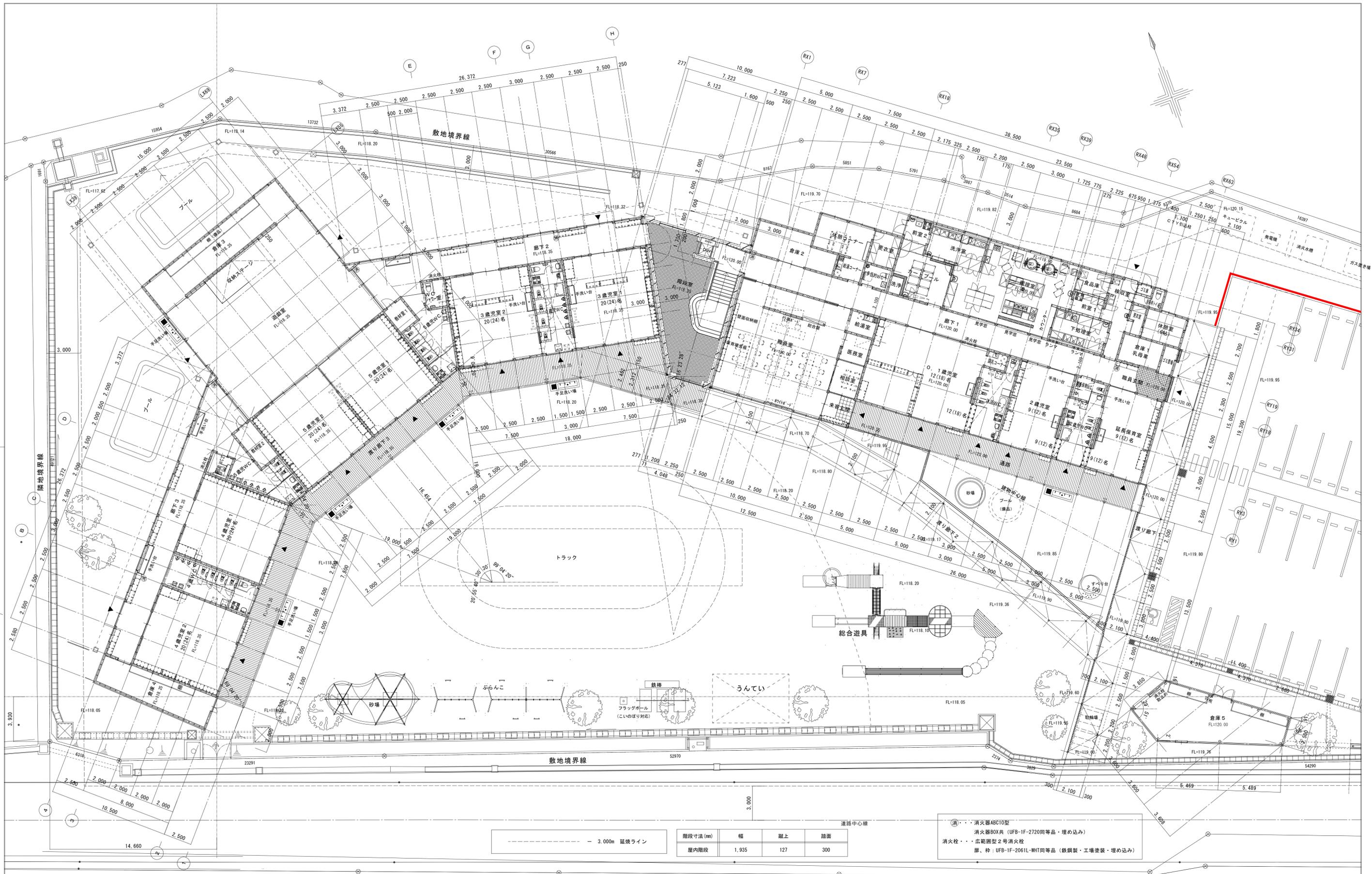
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的
保育活動費	園生活での活動時に使用するため。
主食代	幼児（3歳児クラス以上）の主食費として
写真代	こどもの園生活での記録用として（年 30 枚程度）
保護者会費	保護者会の運営費として

※金額については、園児の保護者に行う重要事項説明の文書に記載することとする。
なお、重要事項の説明を行うまでに金額が決まっていない場合については、保護者に文書で知らせることとする。

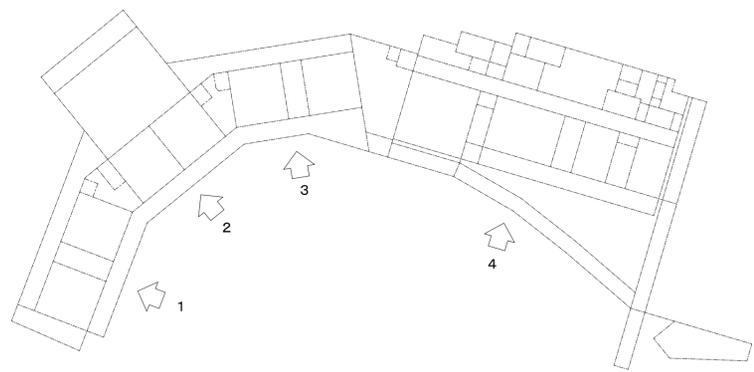
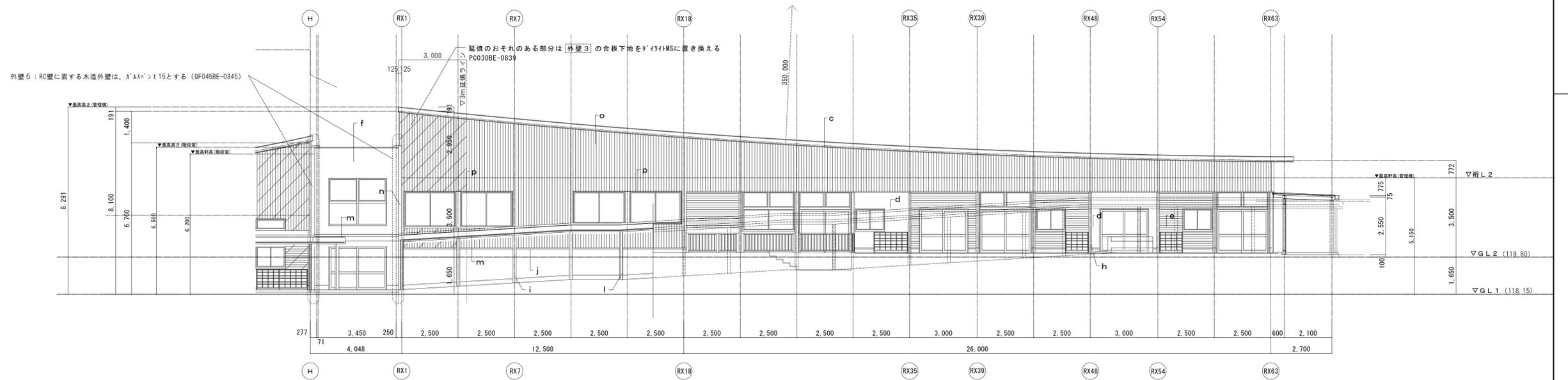
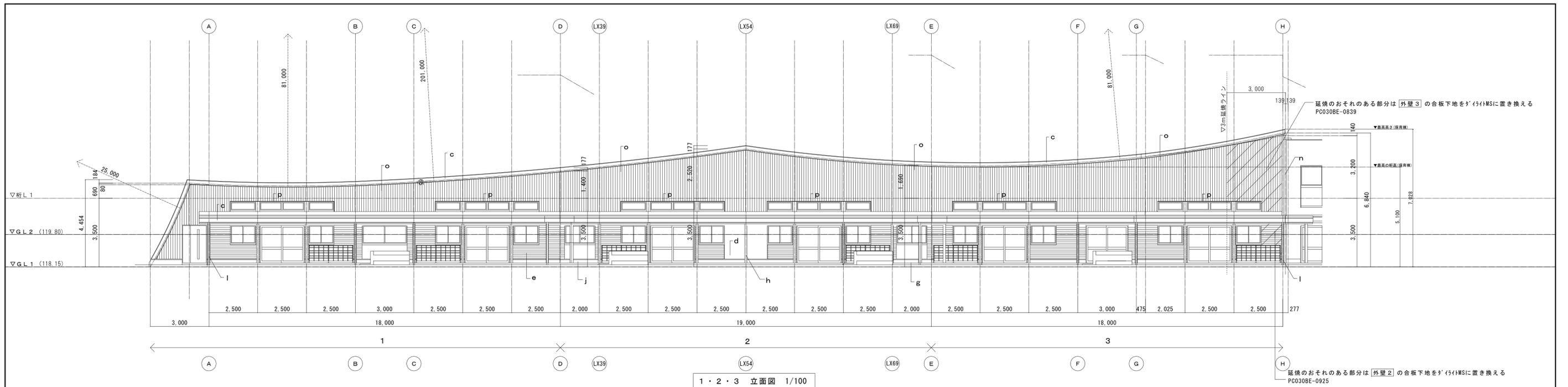




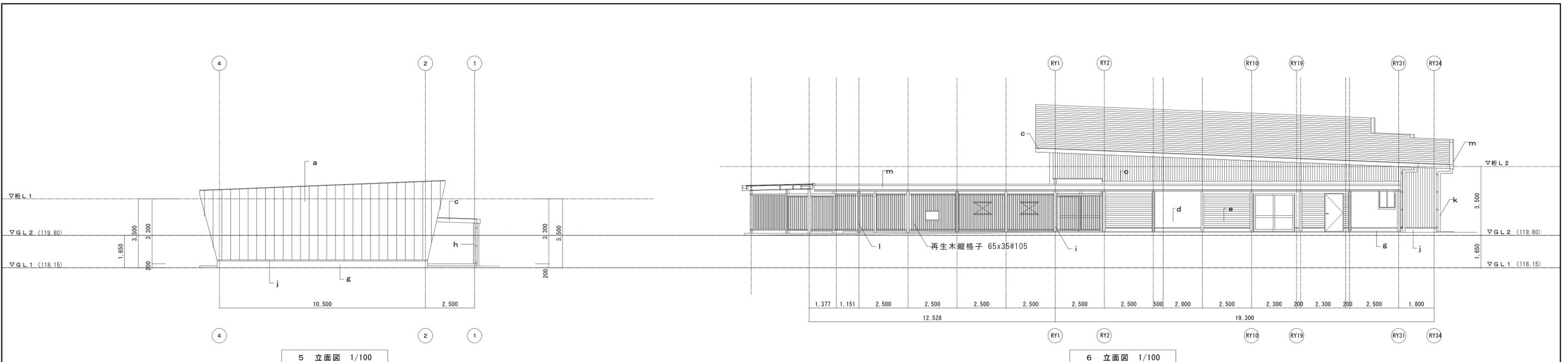
--- 3.000m 延長ライン

階段寸法 (mm)	幅	蹴上	踏面
屋内階段	1,935	127	300

消火器 ABC10型
 消火器BOX共 (UFB-1F-2720同等品・埋め込み)
 消火栓・・・広範囲型2号消火栓
 扉、枠：UFB-1F-2061L-WHT同等品 (鉄鋼製・工場塗装・埋め込み)

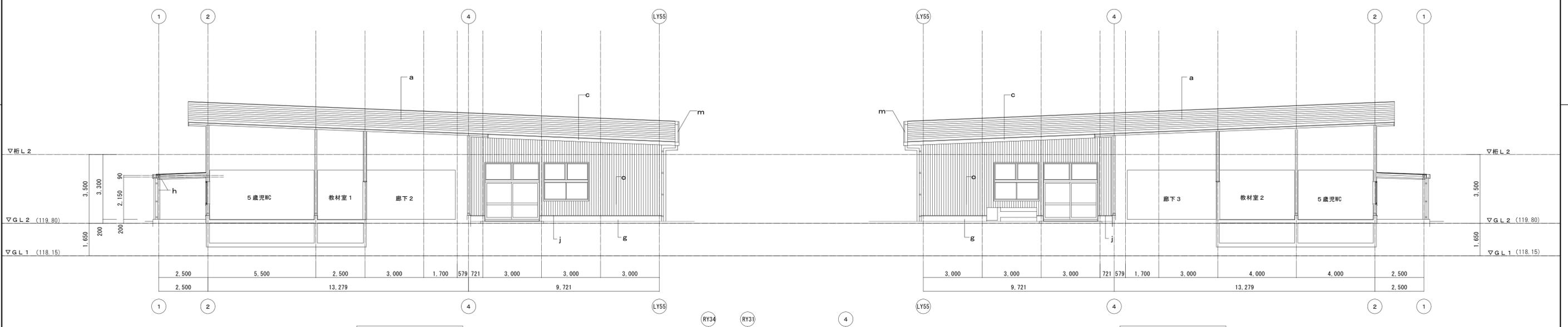


符号	仕上	符号	仕上
a	お- $\phi 8 \times 100$ リン鋼板0.4厚平置 (粘着金属屋根材) 非可燃特殊ポリゴム裏打 KDシート $t=1.0$ +構造合板 $t=12$ (曲面加工)下地	i	鉄部：垂鉛メッキ処理の上 DP
b	再生木ルーバー 25x100_#200	j	専用土台見切材 (カラーガルバリウム鋼板 $t=0.4$ 加工)
c	見付：木下地 カラーガルバリウム鋼板 $t=0.4$ 張 特殊ポリゴム $t=1.0$ (裏打)	k	縦樋：アルミ製 $\phi 114$ (バンドレスタイプ)
d	フラットサイディング $t=14$ (巾：900) 外壁1：金葉仕上 (お- $\phi 8 \times 100$ リン鋼板0.4厚平置等以上) 木下地：合板 $t=12.0$ +透湿防水シート $t=0.2$ +縦鋼線18x45#303下地	l	縦樋：アルミ製 $\phi 89$ (バンドレスタイプ)
e	外壁2：木下地：合板 $t=12.0$ +透湿防水シート $t=0.2$ +縦鋼線18x45#303下地	m	軒樋：お- $\phi 8 \times 100$ リン鋼板 $t=0.4$ 加工 (内部：耐酸被覆鋼板 $t=0.5$ 加工)
f	外壁4：化粧C打放 浸透性撥水保護剤	n	ステンレス製EXP-J (外壁用)
g	巾木：化粧C 水性7リソリン樹脂 $\phi 10$ (SK化研：水性 $\phi 9$ 以上)	o	外壁3 鋼板スバンドレル (目地無し) 働き巾#113 混合色貼 木下地：合板 $t=12.0$ +透湿防水シート $t=0.2$ +横鋼線18x45#303下地
h	木部(柱・梁)：防腐・防蟻処理	p	カラーアルミ水切り $t=3.0$ 加工 (3方)



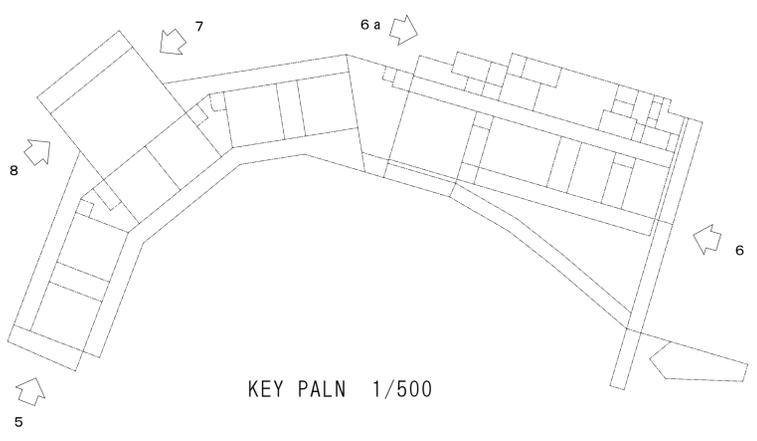
5 立面図 1/100

6 立面図 1/100

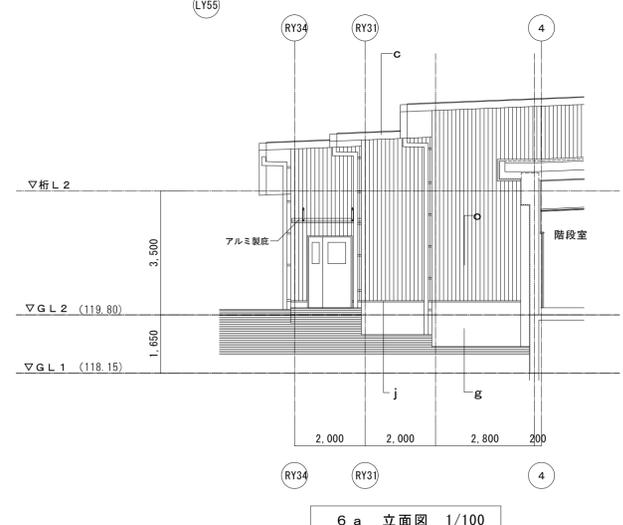


7 立面図 1/100

8 立面図 1/100

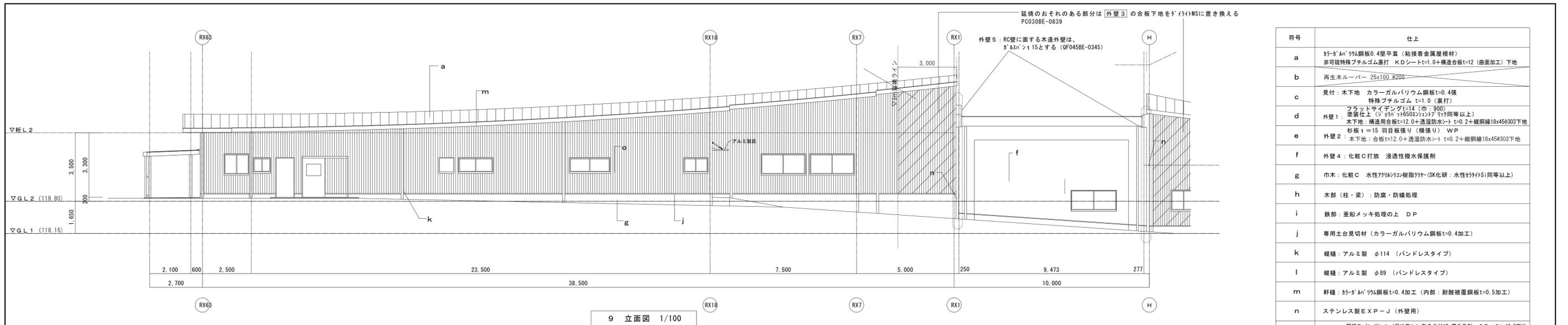


KEY PLAN 1/500



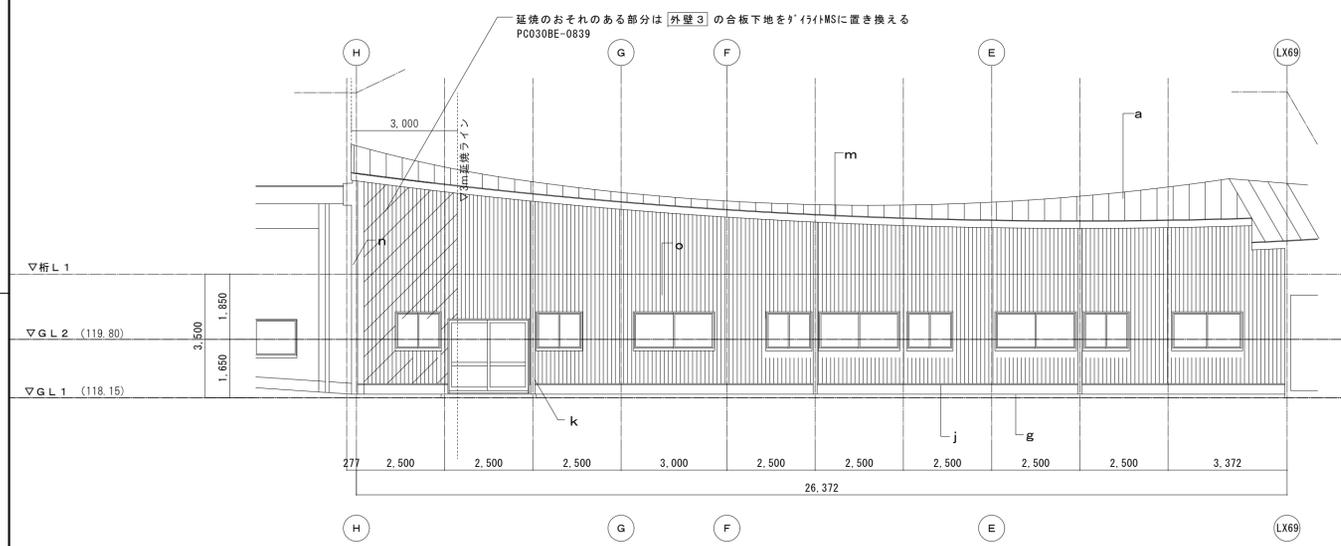
6 a 立面図 1/100

符号	仕上	符号	仕上
a	好-1'6n'リハ鋼板0.4厚平葺 (粘着着金属屋根材) 非可換特殊プチルゴム裏打 KDシートt=1.0+構造合板t=12 (曲面加工) 下地	i	鉄部: 亜鉛メッキ処理の上 DP
b	再生木ルーバー 25x100_#200	j	専用土台見切材 (カラーガルバリウム鋼板t=0.4加工)
c	見付: 木下地 カラーガルバリウム鋼板t=0.4張 特殊プチルゴム t=1.0 (裏打)	k	縦樋: アルミ製 φ114 (バンドレスタイプ)
d	フラットサイディングt=14 (巾: 900) 外壁1: 塗壁仕上 (ウレタン+6502シコトPリウ同等以上) 木下地: 構造用合板t=12.0+透湿防水シート t=0.2+縦鋼線18x45#303下地	l	縦樋: アルミ製 φ89 (バンドレスタイプ)
e	外壁2: 杉板 t=15 羽目板張り (横張り) WP 木下地: 合板t=12.0+透湿防水シート t=0.2+縦鋼線18x45#303下地	m	軒樋: 好-1'6n'リハ鋼板t=0.4加工 (内部: 耐酸被覆鋼板t=0.5加工)
f	外壁4: 化粧C打放 浸透性撥水保護剤	n	ステンレス製E X P-J (外壁用)
g	巾木: 化粧C 水性ワリリソ樹脂剤t= (SK化研: 水性t#9#1#i同等以上)	o	外壁3: 鋼板スパンデル (目地無し) 働き巾#113 混合色貼 GB-St=12.5下地 木下地: 構造用合板t=12.0+透湿防水シート t=0.2+横鋼線18x45#303下地
h	木部 (柱・梁): 防腐・防蟻処理	p	カラーアルミ水切り t=3.0加工 (3方)

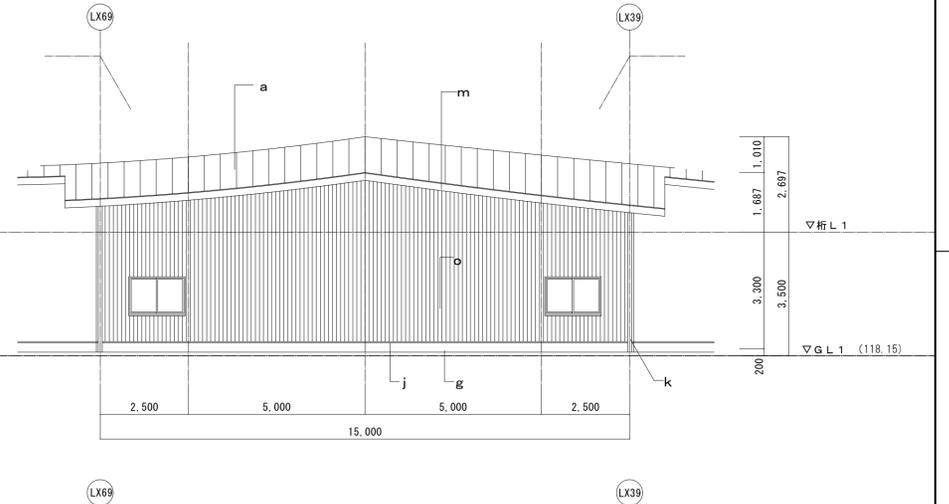


符号	仕上
a	9'10MS 鋼板0.4厚平葺 (粘着着金属屋根材) 非可溶特殊ポリゴム裏打 KDシートt=1.0+構造合板t=12 (曲面加工) 下地
b	再生木ルーバー 25x100 @200
c	見付: 木下地 カラーガルバリウム鋼板t=0.4張 特殊ポリゴム t=1.0 (裏打) フラットサイズ合板t=14 (巾: 900)
d	外壁1: 塗装仕上 (シリコン樹脂系) リン酸等以上) 木下地: 構造用合板t=12.0+透湿防水t=0.2+縦鋼線18x45#303下地
e	外壁2: 木下地: 合板t=12.0+透湿防水t=0.2+縦鋼線18x45#303下地 杉板 t=15 羽目板張り (横張り) WP
f	外壁4: 化粧C 開放 浸透性撥水保護剤
g	巾木: 化粧C 水性アクリル樹脂系 (SK化研: 水性99%以上)
h	木部 (柱・梁): 防腐・防蟻処理
i	鉄部: 亜鉛メッキ処理の上 DP
j	専用土台見切材 (カラーガルバリウム鋼板t=0.4加工)
k	縦種: アルミ製 φ114 (バンドレスタイプ)
l	縦種: アルミ製 φ89 (バンドレスタイプ)
m	軒種: 9'10MS 鋼板t=0.4加工 (内部: 耐酸被覆鋼板t=0.5加工)
n	ステンレス製 E X P - J (外壁用)
o	外壁3: 鋼板バンドレル (目地無し) 働き巾#113 混合色貼 GB-S t=12.5下地 木下地: 構造用合板t=12.0+透湿防水t=0.2+横鋼線18x45#303下地

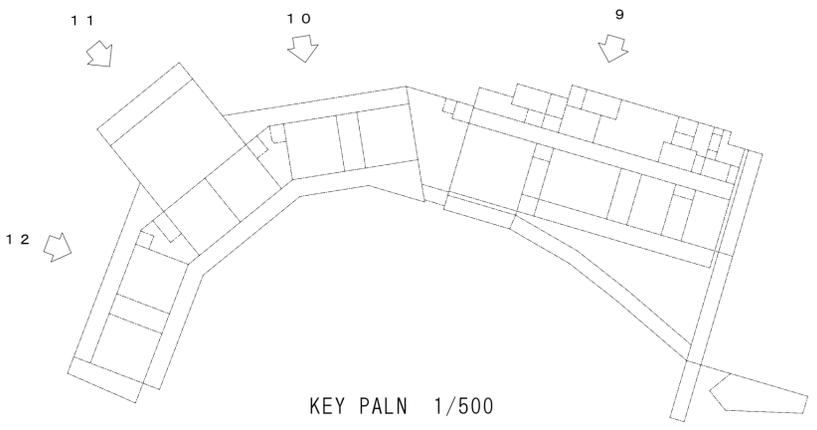
9 立面図 1/100



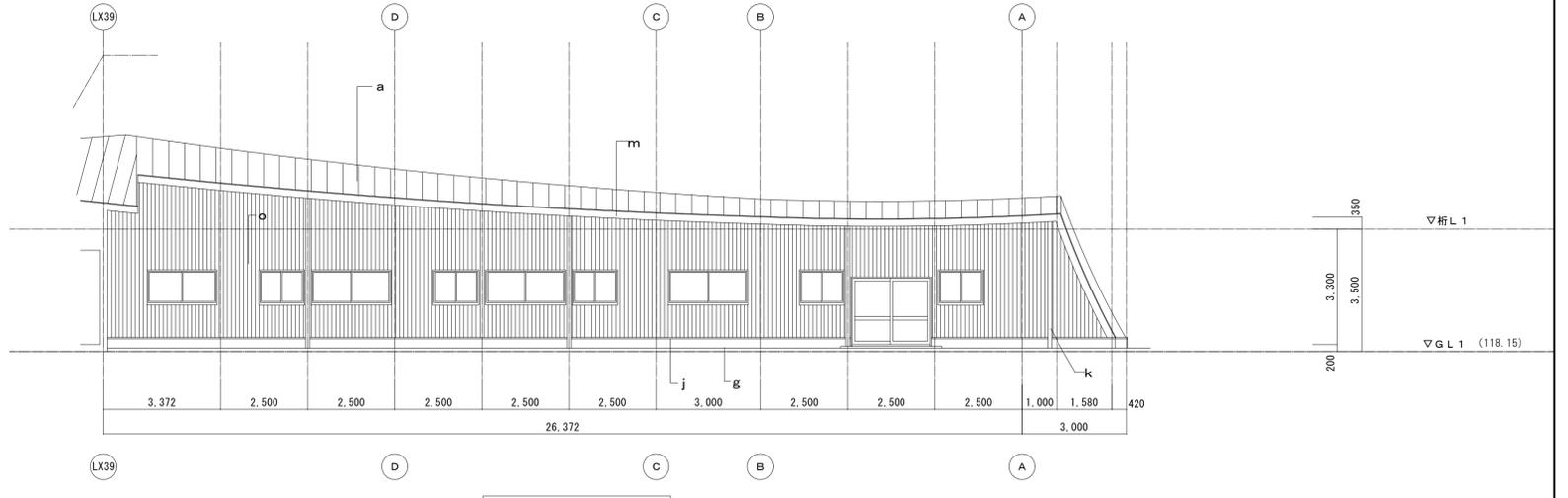
10 立面図 1/100



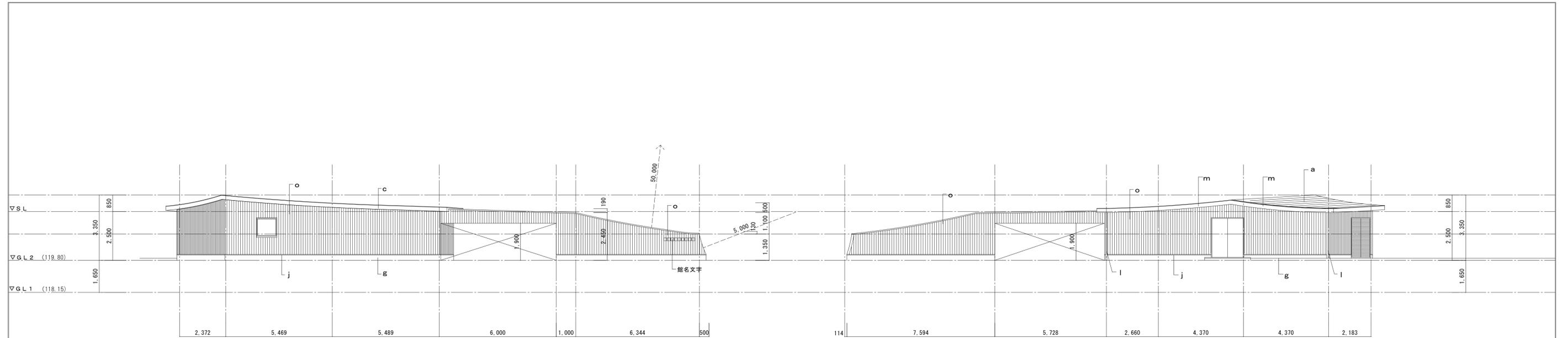
11 立面図 1/100



KEY PLAN 1/500

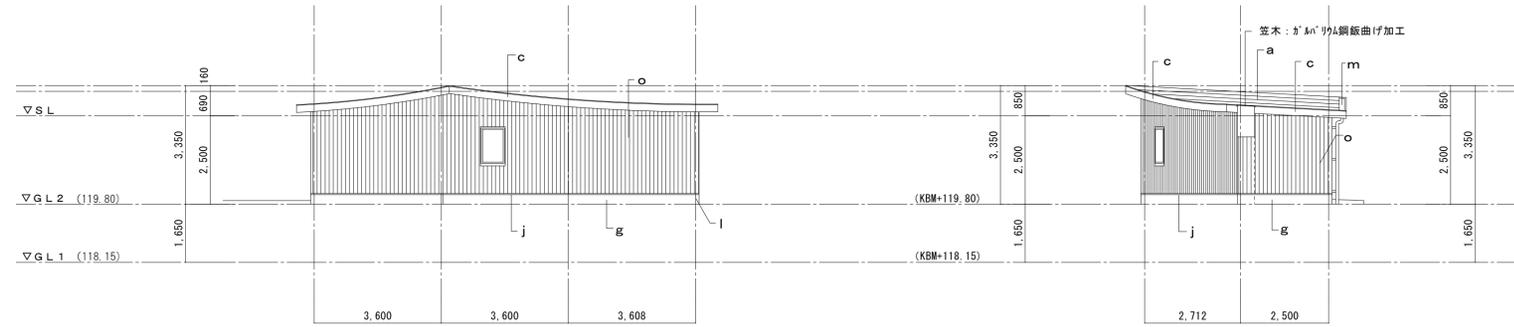
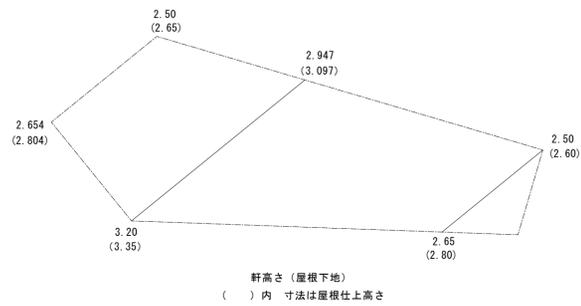


12 立面図 1/100



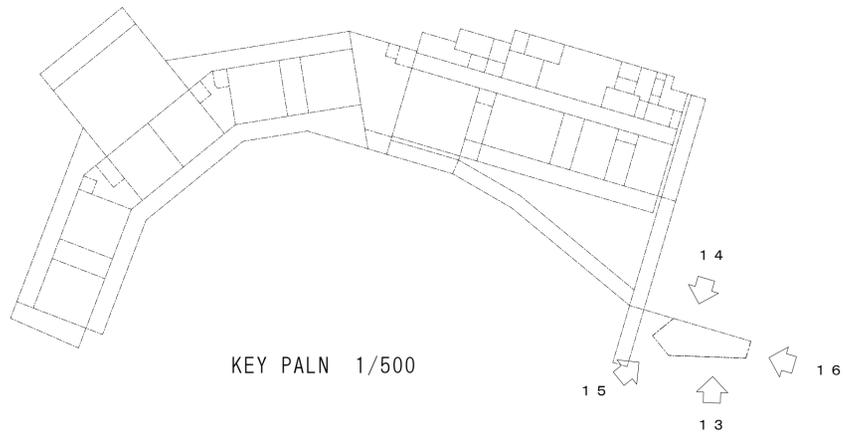
13 立面図 1/100

14 立面図 1/100



15 立面図 1/100

16 立面図 1/100



符号	仕上	符号	仕上
a	杉・S・M ¹ の鋼板0.4型平葺 (粘接着金属屋根材) 非可溶特殊フタルゴム裏打 KDシートt=1.0+構造合板t=12 (曲面加工) 下地	i	鉄部: 亜鉛メッキ処理の上 DP
b	再生ホルダー 25x100 #200	j	専用土台見切材 (カラーガルバリウム鋼板t=0.4加工)
c	見付: 木下地 カラーガルバリウム鋼板t=0.4種 特殊フタルゴム t=1.0 (裏打) フラットサイディングt=14 (巾: 900)	k	縦種: アルミ製 φ114 (バンドレスタイプ)
d	外壁1: 塗装仕上 (シヨウノック650コンシエント7リク同等以上) 木下地: 構造用合板t=12.0+透湿防水シートt=0.2+縦鋼線18x45#303下地	l	縦種: アルミ製 φ89 (バンドレスタイプ)
e	外壁2: 杉板 t=15 羽目板張り (横張り) WP 木下地: 合板t=12.0+透湿防水シートt=0.2+縦鋼線18x45#303下地	m	軒種: 杉・S・M ¹ の鋼板t=0.4加工 (内部: 耐酸被覆鋼板t=0.5加工)
f	外壁4: 化粧C打放 浸透性撥水保護剤	n	ステンレス製EXP-J (外壁用)
g	巾木: 化粧C 水性7リクシラン樹脂9リク (SK化粧: 水性セリイS同等以上)	o	外壁3: 鋼板スパンデル (目地無し) 働き巾#113 混合色貼 GB-S t=12.5下地 木下地: 構造用合板t=12.0+透湿防水シートt=0.2+縦鋼線18x45#303下地
h	木部 (柱・梁): 防蟻・防蟻処理		